

令和6年6月6日

熊本県後期高齢者医療広域連合情報系ネットワークパソコン等リースに係る質疑回答書

No.	書類名	質問箇所	質問内容	回答
1	仕様書	10 既存情報端末等の撤去及びデータ消去	弊社は産業廃棄物処理業者でないため、廃棄を受託することができません。 該当箇所については、「適切に処分すること」と読み替え、既存機器については譲渡していただけないでしょうか。 また「既設の資産（満了品）の譲渡」についての書面について、取り交わしをお願いいたします。	既存情報端末等については、仕様書に基づき適正に処分及びデータ消去をしていただき、作業報告書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出していただく必要があるため、契約者との協議の上、当該資産の無償譲渡に関する合意を締結することとします。